

經濟論叢

第七十六卷 第一號

防衛廳費の性格について……………島 恭 彦…(1)

自由民権運動と豪農層……………内 藤 正 中…(23)

英國稅務會計における減價償却の

生成確立過程(Ⅱ)……………高 寺 貞 男…(44)

[昭和三十年七月]

京都大學經濟學會

防衛廳費の性格について

島 恭 彦

一、決算検査報告より見た防衛廳費の特質

本年一月會計検査院長が内閣官房長官に對して、會計検査の結果、豫算が效率的に使用されていない事態を説明したが、その中で豫算の非效率的使用の三大事例として、地方公共團體等に對する補助金及び外國食糧の購入とをらんで防衛廳の資材調達をあげている。「防衛費」實は軍事費が警察豫備隊創設當時から毎年補正豫算や繰越金もふくめて急速にふくれ上るにつれて、特に資材調達面の不當經理や汚職の件數が増加しているのである。最近も防衛廳の調達實施本部に業者が毎日つめかけている事實、調本の資材購入の「豫定價格」が事前にもれる事實、調本よりも先に、第一、第二幕僚監部のたてている購入計畫（購入品目、購入先等）が業者にキャッチされる事實が報道されている。（朝日新聞、役所と陳情）しかし軍事費に關する不當經理の件數は終戦前でも最も高い比率をしめていた。軍事費が經濟界の不況をカバーする關係にあり、業者にとつて軍事豫算のわけまえを獲得することが制しがたい衝動になつて、この豫算をにぎるものの獨占的地位が次第にせり上つてくれば、同様な事件がくりかえし起つていたので、この事實だけを切り離して考えるならば、軍事費の不當經理の性質は戦前と同様であるように思われる。

しかしわたくし達が會計検査院の文書を注意して讀むと、戦前と全く異つた新しい不當經理の特徴をそこに見ることが出来るのである。例えばさきにあげた會計検査院長の説明の中にも、「……部隊の編成や訓練の實情と遊離した不急、または過大調達、あるいは機能や規格の把握不十分による不經濟な支出等の事例が多數見受けられ……」（會計検査院月報、No. 55）とある。この事實をさらに私達は「昭和二十八年年度決算検査報告」にまで追求していくと、そこに次のような理由が明かにされているのである。「……不急品の購入についてのおもな原因は、保安隊には米國軍に範を採つた編成裝備表があり、部隊の要員、裝備器材は右の裝備表の定數に従つて充足し、さらにその定數を耐用年限數で除した數を毎年更新補充充分として調達することとしているが、部隊の現況または實際の必要度等を把握しないでただ右定數表だけによつて數量を決定している傾向があり、結局實情に遊離して購入が行われることがあるものと認められる」（昭和二十八年年度、決算検査報告書、六九頁）この實例を同書によつて二、三ひろい出してみると、保安廳第一幕僚監部では有線作業車の保有定數を六〇輛（方面通信大隊および通信構成大隊、各大隊三個中隊編成、一個中隊定數各九輛、計五四輛、ほかに通信運用大隊四輛、豫備二輛、合計六〇輛）として二七年度まで全數量を購入契約したが、二八年十二月更にいはず自動車株式會社より更新分として六輛（單價二、九三二、〇〇〇圓）を二七、八三二、〇〇〇圓で購入した。しかるに通信構成大隊の實際の編成は三個中隊ではなく二個中隊であるから一八輛で足り、總數五一輛となつて、購入済の六〇輛に對し九輛の餘剰が生ずる結果になつてゐる。従つて更新用に五、六輛必要としても二八年度の新規購入は不必要であつたはずである。（同書、七〇頁）

同じく第一幕で對空布板十一萬名編成の定數四、七八七枚として、二七年度までに、四、六五六枚を買い、二八年度には定數の不足分一三一一枚、更新分八九八枚、および二十九年度更新分八九八枚、計一、九二七枚を一、四

二九、一五〇圓で購入している。しかるに對空布板は部隊の訓練に實際ひん繁に使用しているわけではない。二九年八月に會計検査院の實地検査の時になつてはじめて訓練實施の案をたてている有様であるから、明かに調達數量は過大である。なお會計検査院は七萬五千名編成の常時から部隊の整備定數を超過して對空布板を調達していたことに對して既に注意を促していた。(同書、七三頁)

以上は不要不急の物品を購入していたことの實例だが、この他に保安廳の購入物資器材の性能が不必要に高かつたり、また組合せ使用する器材の間で双方の能力がつまり合つていないために高性能のものが能力を發揮できないでいる場合が多い。この理由も報告書が指摘するように、「米國軍の規格をいたずらに模したり、保安隊整備の實情に即した検討が十分でない」(同書、七七頁)ためにおこつてゐることなのである。

例えば第一幕が不二商業株式會社等より發動發電機(通信機用)六七臺を八六、四二二〇〇圓で購入したが、發動機の規格が米軍使用のものにならない、發電機の出力にくらべて過大に設計されたため不經濟となつてゐる。なおこれが使用される通信機はまだ購入されていないので、本機はほとんど使用されないで保管されているばかりか、その後米軍からの貸與があつて、これらを合せて一一九臺が通信補給處に在庫のままになつてゐる。(同書七八頁)

また保安廳は國際電氣株式會社等から車輛無線機セット九〇三臺を一、一七三、五二三、三〇〇圓で購入したが、これは米軍の教範をそのまま翻譯して仕様書を作り、米軍のものと同様にトラックと戦車の兩方にのせることかてきるものとし、トラックにのせるときは一二ボルト用を、戦車にのせるときは二四ボルト用を使用できるように二種類のコンバーターをセットに入れて購入した。しかし編成裝備の實際をみると戦車には本機と異なるものをのせることとなつており、ま、然米軍の仕様にならつたために、二四ボルト用コンバーターは不必要となつた。(同書七

九頁)

私がここに二十八年年度の會計検査院の「検査報告」にのせられた數例を、かなり忠實に紹介したのは、その中に單なる不常經理の實例というよりも、それを通じて戦後の軍事費の重要な性格を浮ぼりにするような事實が示されているからである。これはすてに二十七年年度の報告にも次のように暗示されていた。保安廳で不急のものを購入したり、また購入したものが未使用のまま保管されているのは、「物品購入計畫がこれを現實に使用する部隊の人員、施設、機械等の整備の實狀と遊離して實施に移されたことに因る……」(昭和二十七年年度決算検査報告、四八頁)。二十八年年度の検査報告ではこのような不常經理の原因が具體的に明かにされたといえるだろう。むろん防衛廳費の不常經理の原因は、單に米軍の裝備を模し、それに追いついていくということだけに限られるものではないであらう。そして検査報告を注意して讀むならば、單に二十八年年度や二十七年年度ばかりでなく、すてに警察豫備隊創設當時二十五年年度の報告に、さら重要な事實を暗示するようなものが記録されている。即ちその當時警察豫備隊費の二〇〇億圓の中年度内支出濟額は一三二億圓であつて、翌年度繰越額六七億圓餘、不用額二千萬圓餘を出した。これは勿論創設當時の混亂から出たものとも云えるので、たとえ経費二〇〇億を國債費より移用したり、その支出を二十五年十一月三十日警察豫備隊にひきつぐまで國家地方警察が取りあつたりしたことからは生じたとも云えよう。しかし検査報告の中の次の文言は簡單に見のがせないのである。「翌年度繰越額のおもなものは被服、車輛等の物品費三十八億六千二百餘萬圓、施設費二十八億五千百餘萬圓で、このように多額の繰り越しを出したのは主として國內の製造能力がばう大な需要に應ぜられなかつたため、特に通信機械等にあつては年度内納入皆無の狀況である。」(昭和二十五年年度決算検査報告、二八頁)これは警察豫備隊の創設そのものが何等國民の意思にもとづかず、従つ

第一表 わが國防衛産業年産能力と自衛隊需要(常時)との比較 (單位千發)

	年産能力	自衛隊需要
彈藥關係		
4.2吋 迫撃砲彈	500	100
81 砲 迫撃砲彈	1,200	270
60 耗 迫撃砲彈	600	370
155 耗 榴 彈	400	60
105 耗 榴 彈	800	100
ロケット 彈	900	1,100
75耗無反動砲彈	200	90
0.3 吋 銃 彈	100,000	80,000
0.5 吋 銃 彈	10,000	4,150
砲關係		
ロケット 砲	6,000	800
無反動 砲	1,500	50
4.2吋 迫撃 砲	500	50
60 耗 迫撃 砲	500	100

(防衛年鑑, 1955年, 482頁)

國からの特需や援助に期待し、原子力やジェット機生産の新技術をとり入れようと狂おんしている。従つて豫備隊創設當時とは別の形の不當經理や汚職のおこる原因がつくられている。現に「六月末に終る米會計年度における特需一千萬ドル」というロス氏の言明におびえて、業界は軍需品の過剰生産設備やストックを「國有民營」やその他の國庫補助等を通じてカバーするべく、國家資金の分捕りに一生懸命ではないか。要する防衛廳費の不當經理の問題も、わが國の政治經濟の從屬性と無政府性の中で考察されねばならないのであらう。

二、防衛廳費に見られる從屬性

さきに警察豫備隊創設當時の豫算が、それに對應する國民經濟的基礎を缺いていたために、繰越額が増大した事

てまた國民的な經濟基盤をもつていなかったということではないか。もちろんこれも創設當時のことであつて、その後朝鮮戰爭を経過してから、米軍の特需や政府の出資投資に拍車をかけられ、わが國の軍需生産は嵐のように擴張された。そしていまでは、第一表にみられるように、特に彈藥、銃火器、火炮の生産部門では防衛廳の需要に數倍する過大な生産能力をもつようになつた。従つて業者は必死になつて防衛廳につめかけ、政府に働きかけ、あるいは米

第二表 防衛關係費と繰越額（單位億圓）

	27 年 度			28 年 度			29 年 度		
	豫算	繰越	現額	豫算	繰越	現額	豫算	繰越	現額
防衛支出金	650	—	650	620	91				
防衛廳費	591	152	743	613	280	893	742	252	994
安保諸費	560	—	560	—	302	302	—	100	100
平和回復	110	100	210	90	58	88	150	34	184
連合國財産	100	—	100	4	96	100	26	74	100
計	2,011	252	2,263	1,267	827	2,094	1,502	502	2,004

防衛廳費の性格について

第七十五卷 四六三 第七號 六

情をのべた。しかしその後事情が變化したにもかかわらず、防衛關係費、とりわけ防衛廳費の繰越額は第二表に示されているように増大したのである。勿論自衛隊の需要する兵器、器材等の種類によつては、まだわが國の軍需産業のみたし得ないものがある。しかしある種のものについては、生産が需要をオーバーし、他の種のものについては不足するということは、特に無政府性と投機性の多い兵器生産の常であつて、全體として繰越額の多いという理由を、軍需に對する生産額の不足にもとめることは正しくないであらう。

私はまづその理由を考える前提として、防衛廳費の繰越額の増大ということと、第一節でのべたようなその不當經理の増大ということとを不可分のものとして考えるべきであらうと思う。そしてその理由については、防衛豫算そのものが米軍の戦略に直結していて、その編成に自主性がない、豫算編成の明確な基礎がないということを考えるべきであらうと思う。

さて第二表についてみれば、防衛關係費の繰越額は年々極めて多額にのぼつてゐるが、社會保障關係費や文教費、災害復舊費などについてわずか一億や二億という金が必死になつてあらそわれているのに比較して、年々五〇〇億から八〇〇億という金が使用されずに、繰越されていること、なおこの他に十數億の不用額があることは何んとしても不合理といわねばならない。これは明かに

「繰越明許」という財政法上の制度の濫用であるとさえ云えるのである。公共事業費などについても繰越額の多い時があるが、この防衛關係費——防衛支出金から安保諸費、平和回復、連合國財産費等を含めて——の連年にわたる繰越は、すべて相手のある、自主性のない經費であるというところに、その繰越の理由の一斑がうかがわれると思ふ。

ところで中でも繰越額の多い防衛廳費については、「豫算の積算上慎重をかいたり、不急不豫な計畫を豫算化した」(正木千冬、昭和三十年度豫算案の問題點、金融財政事情、No. 18, p. 6) 點があると云えるのであつて、これは決算検査報告で會計検査院が防衛廳の不當經理について述べている理由と全く同様である。従つてここではすでにのべた不當經理の問題をも含めて、何故防衛廳豫算の編成においてかかる事態が生ずるのであろうかということを考へてみた。

防衛廳の豫算編成について積算の明確な根據や基準がないということは、防衛廳内部の經理の擔當官さえも云つてゐることであるが、いまその理由について考へてみれば次のようである。

第一に自衛隊の編成や裝備はまづ豫算編成の基礎となるべきはずのものであるが、それが現實にそうなるためには、部隊の編成や裝備の現狀がどうであり、將來どのようになるかの相當確實な見通しと計畫がなければならぬ。例えば通信部隊を何個中隊編成とし、各中隊に野外無線機、車輛無線機、またはトラックやジープのおの何臺とするか、特科隊を何個中隊編成とし、各中隊に砲何門、これに附随する自走車何輛とするかということである。これは部隊編成の根本問題であり、最高の戰略戰術につらなる問題でもある。ところがこれが防衛廳や日本政府だけではきまらない。そうだとすると防衛廳の豫算編成の明確な基準というものが無いわけである。

第二に施設費もいわゆる初年度設備費の中で裝備費と比適する位の大きさをもつが、これは、キャンプ、射撃場、演習場、補給廠、病院、學校等の施設に關する經費である。これには、米軍の使用する基地やキャンプや演習場等の接收解除されたものを自衛隊が使用するという場合もあるし、米軍の施設そのものを共同利用するという場合もある。これらの場合、施設費は米軍の施設が接收解除になるか、ならないか、また在日米軍がどの程度引上げるか、あるいは増強されるかによつて變つてくるはずであるが、これもはつきり豫測されないのので、ここに防衛廳經費のあいまいさがある。施設共用の場合には、豫算の款項で明確に區分されている防衛廳費、防衛分擔金、安全保障諸費等が相互に實質的に流用される場合さえあるだろう。この點について最近の一例を云えば、航空自衛隊は二九年度から自衛官六、二八七人、職員四七八人の定員、四五億圓の豫算をもつて登場してきたが、その業務の一つとして米空軍基地における航空機搭乗員、整備員、リーダー要員等の養成訓練が計畫されているのである。(昭和二九年、國の豫算、四一頁) 三十年度豫算編成に際し、防衛分擔金削減の條件として、ジェット機用の滑走路を延長するという米軍の要求を日本側はのんだが、本年度豫算案の防衛支出金中に含まれる施設提供費七九億圓では不足するとみられるので、早くも調達廳でもし米軍の要求するだけの延長が出来ないときは、現在防衛廳が米軍飛行場を利用してゐるのを、自らの費用で擴張するという一案を考慮してゐるようである。(朝日新聞、五月十日) これらの事實からも現在「防衛關係費」と呼ばれてゐるものの中の相互の融通性が暗示されてゐると云えよう。

第三に兵器の貸與や供與の問題であるが、これも防衛豫算の内容をあいまいにする有力な要因である。MSA協定以前においては、兵器の貸與に關する契約もなく、米軍の兵器を事實上使用させてもらうという状態であり、米軍の管理權は部隊の末端の兵器使用にまでおよんでいた。MSA協定によつて、陸上兵器については供與というこ

となつたが、なお在日米軍事顧問團が、「被援助國における軍需品目の不足を決定し、軍事援助の要求準備をすることにつき當該國に勧告」する權限、「引渡兵器の登録、管理、貯藏、および適正な使用に關し當該國に勧告・援助を行う」權限、「米國の供與した裝備品の使用及び維持状態を監視し、報告を提出し、それが確實に所定の目的に用いられるようにする」權限、ならびに「訓練の米國への依存度を軽減するため、被援助國自身の訓練施設の設置及び増加を促進せしめる」權限をも持つてゐる。なお艦艇については、「日米艦艇貸與協定」で、艦艇とその附屬品はすべて米國の權限に屬し、日本政府は米國政府の同意なしに、艦艇又は艦艇内のき、裝品、器具、豫備部品、交換用部品を破棄、改變してはならず、またこれらに關する圖面、仕様書その他の情報を外部に洩らしてはならないということになつてゐる。

以上の事實からみると、M S A協定以後供與兵器の使用については多少の自由を與えられたものの、なお供與される兵器の數量、種類については米軍事顧問團または米國政府の立場が強く出るようになっており、かつ兵器使用の監視、検査、勧告、報告等々を通じて兵器の使用や貯藏そのものに廣汎な影響を與えるようになってゐる。問題は完成兵器以外に、その部品、更新品、それに關連する様々の裝備品（トラック、ジープ、トラクター、通信器械等）は日本側の負擔として防衛廳豫算の内容になるものだが、完成兵器とそれ補充する裝備品は相互に密接に關連をもち一體として部隊の裝備となるものであるから、完成兵器の供與、その使用貯藏に關する米國の意志は、日本側に明確に公表されないままに、防衛廳豫算にも影響をおよぼすということである。例えばある部隊に砲が何門供與されるかということ、その部隊にそなえねばならぬトラックその他の自走車、通信器械の定數にまで影響する。前者が不確定であれば、自衛隊の裝備費の基準があいまいになる原因が生じてくる。この點について實例を著

千あげよう。

二九年度の陸上自衛隊の通年維持費（經常費）は次のように計算されている。この中の物件費であるが、一一萬

人件費	一七六、五億圓
特別退官退職手當	二四、一
糧糞費	三八、六
物件費	一〇九、一
その他	一、九
計	三五〇、二

（防衛年鑑による）

なつてゐることである。實際は必要な額として一四四億圓を計算しているのであるが、これを計上しなかつた理由

裝備費	〇億圓
備品費	一一
被服費	八
施設費	四七
その他	三
計	六九

（防衛年鑑による）

人編成整備品總額三四億圓（米國供與分をのぞく）に對する更新費約四五億圓のうちの二一億圓が含まれてるのであるが、あとの二四億圓は米國よりの現物（主として車輛、通信機器及び施設機械）の供與を受けることを期待してゐるのであつて甚だ不確定な要素と云わねばならない。なお二九年度二萬人の増勢に要する初年度費は次のように計算されている。ここで問題になるのは、裝備費がゼロと

は、約五五億圓を米國の供與に期待し、残りの八九億圓を從來の裝備品ストックで充當することとしているからである。なお施設費については米軍施設の利用（千歳、真駒内等の米軍キャンプの返還）を豫定して壓縮したとされているが、これも先に施設費の項でのべた問題點である。また施設費については前述の米軍事顧問團の權限から直接それが増大することも考えられるのである。

この兵器の供與、貸與について考えられる重要な問題は、兵器は廣い意味での軍の裝備の中で軍事技術の進歩を端的に表わし、それを推進する性質のものであり、また軍の編成や作戰目的さえも決定して行く性質のものである

第三表 舊陸軍と自衛隊との火力比較表

舊 師 團	管 區 隊	備 考
小銃 21,500	10,675	1分間の發射彈量よりみて管區隊の方約10倍
機銃等 471	591	1分間の發射彈量よりみて約5倍
大連隊 砲 488	ロケット發射筒 } 無反動砲 } 迫撃砲 }	1分間の發射彈量よりみて約5倍
野 砲 48	榴 彈 砲 72	大口徑では管區隊の方が優勢

(防衛年鑑, 227-228頁)

防衛廳費の性格について

それに對應せざるを得ない防衛廳豫算の面においても會計検査院から指摘されているような様々の濫費を生み出す

が、それが米國から與えられているという點にある。防衛廳當局自らが自稱しているように、現在の陸上自衛隊は、火力、機動力の點で、はるかに舊陸軍を抜いている。例えば機動力の増強について云えば、普通科連隊(舊歩兵連隊)でも特科連隊(舊砲兵隊)でも施設部隊(舊工兵隊)でも、多數のジーブ、トラック、通信機器、ブルドーザー等を有している。第三表はそれを火力の點で比較したものである。またMSA協定によつて引渡された兵器類を、かつて昭和十二、三年頃わが國で生産され、軍隊に納入された兵器類と比較すると、前者は數量において多く、性能において高度であり、その種類も多様である。特に火炮、無線機、トラック、トレッラーにおいてそうである。(註)

勿論舊軍隊より高い裝備といつても、米軍の裝備よりみればはるかに劣つていゝてであろうし、めまぐるしく進む現代の軍事技術水準からみればはるかに劣つていゝるのであろう。しかし米軍よりはるかに劣り、舊軍隊よりはるかに優るといふ程度において、米軍の餘剩兵器の供與によつて拍車をかけられる再軍備や軍事技術の高度化の衝動は、防衛廳豫算の編成や執行において無視し得ない影響を持つてあろう。第一に不つり合ひにせいたくな米式裝備は

原因になるであろう。第二に兵器の供與乃至貸與は、その數量、種類、價額において明確に豫測出来ないから、それに關連のある資材器材の購入において無計畫と混亂とが生じておらう。第三に兵器の供與という形式で外から與えられる裝備の高度化の衝擊は、これを充分内部に吸収し、消化するまでに時間を要するだろう。云いかえれば、需品の發注までに、試作や規格の決定や仕様書の作成や原價計算に手間どり、ついに豫算を大量に次年度にくりこすような不經濟を生み出すであろう。

(註) 舊陸軍に供給された兵器の數量、種類を、自衛隊にMS A協定で貸與された兵器のそれと比較してみようと次表のようである。勿論後者には初度裝備の性質をもつたものが多いため単純な比較は禁物である。

MS A 貸與兵器 (昭和29. 7. 31現在)		舊陸軍納入兵器 (昭和12)	
自備小銃	128,482	小銃	42,754
自備小銃			
自備小銃			
機關銃	8,394	機關銃	2,295
高射機砲	23	高射砲	105
高射機砲			
ロケット發射筒	8,843	大砲	373
無反動砲			
榴彈			
其他火砲			
戰車	351	戰車	124
輕飛行機	110	航空機	600
無線機	2,268	無線機	846
トラック等	17,281	自衛	4,352
トラクター等			

(防衛年鑑及昭和財史第
四卷、臨時軍事費に據る)

勿論私は兵器が外國から供與される代りに、自國の生産にうつされるならば、この種の濫費は止むだらうというようなことを云つてゐるのではない。わが國の兵器生産そのものの從屬性と無計畫性から、いかに生産設備の過剩が發生しているかをすでに第一節で考察した。これは特に今年の七月から三ヶ年の期間をかけて行われるジェット戦闘機の「國産」についても云われるであろう。勿論「國産」といつても主として組立の工程と總費用の四割を負担するにすぎないが、將來この航空機生産についてわが國が負はねばならぬ犠牲は並々ならぬものがあることが豫想される。航空機の損耗ははげしい。その維持費と更新費に相當の財政上の負擔を覺悟しなければなら

ぬ。そればかりでなく航空機の生産には完全な量産體制をとらねばならぬのに、航空技術の進歩はめまぐるしく、次々に新しい機種が生産に進まねばならず、軍事上の生産計畫も頻繁に變るであらう。すでに航空機の生産をめざして相當の投資を行った會社が、「防衛計畫」の變更で損失を負つた例がある。現在F88ジェット戦闘機は第一線を退き、米國はF100やF102の新鋭機の生産に移行しているといわれ、またかつてNATOの參加國としてイタリアがF88の組立生産を試みた時、コスト高を招き失敗した例があるといわれている。(朝日新聞、五月二四日)このような危険を見こして、而も航空機生産に突込まねばならぬ理由は、すでに航空機部門で行われた投資の損失をカバーすることも一つはあろう。このようにわが國の航空機生産では一つの危険から新たな危険へつっこみ、一つの投資の損失を新たな投資の損失で倍加する傾向を生じ、そのためにますます新たな財政負擔を増大する危険が豫想される。しかもその突進する先が、製造權やロイヤリティの供與、組立治具や部品などの貸與を通じて、米國の航空機産業の下請業としてつながれた部門であり、米國ではすでに時代おくれになつた航空機の生産設備と投資のリスクを轉嫁される先であるとすれば、いよいよよみじめてある。同様のことは基本的にこれからはじまらうとするわが國の原子力工業についても云えるであらう。

防衛廳費のみならず、ひろく防衛産業への出資投資をふくめての防衛費の從屬性と濫費性は、わが國の防衛産業、いな國民經濟そのものの從屬性に根ざしていることを、ここでも指摘出来るであらう。

三、防衛廳費と防衛分擔金

防衛廳費の濫費や不當經理は、基本的には前節でのべたようなその從屬性から出てくるとしても、これには比較

的氣づかれていない他の側面がある。それは會計検査院の報告にもその一端があらわれているのであるが、國民の意思と無關係に進められて行く再軍備に對する國民の意識的乃至無意識的抵抗の結果、定員、施設ともに充實せず、物品購入が過大になり、跛行的になつていくという場合である。例えば二十七年度の報告における「物品購入計畫がこれを現實に使用する部隊の人員、施設、機械等の整備の實狀と遊離して實施に移された」という場合に、そのような事實を推測させる例があげられている。保安廳第一幕で昭和二七年八月高島株式會社から野戰病院用として折疊寢臺七、三八八臺を一八、九八七、一六〇圓で購入しているが、本當の所要數は隊員七五、〇〇〇人を基本とした二、八八八臺であつたはづである。その後三五、〇〇〇人の増加があつたが、その所要數を加えても三、四〇八臺であり、三、九八〇臺は過剩購入となつていくという例である。このような大きな過剩購入になつてみると、一體保安廳では當時どのような定員數を豫想していたかということも問題にならう。七、三八八臺から逆算してみれば一九萬人であつて、豫備臺數をひいても、一四、五萬の定員を豫想していたことになる。實際は七五、〇〇〇人から一一萬人への増員だつたのである。このような事實は他にもあるが、二八年度の検査報告へ移らう。第一節でも指摘した、對空信號用の對空布板の過剩購入である。十一萬名編成における定數は四、七八七枚であるのに、二七年度にすでにその大部分を購入しただけでなく、七五、〇〇〇名編成當時から定數を超過して購入していた。或は通信權威大隊は二個中隊編成であるのに、三個中隊編成として、有線作業車を購入していたという諸例などは、實際よりも多い定員や部隊編成、それによつて實施される何らかの作戰をすでに豫想して物資の購入計畫がたてられ、實行にうつさされているのではなからうかとさえ考えられるのである。施設、特に敷地についてはもつと問題ははつきりする。米軍基地に對する國民の反對は周知の事實であるが、さきに述べた自衛隊との施設共用の觀點からみれば、

米日双方の用地を區別する必要もなく、また防衛廳の用地（兵舎、演習場、病院等々）の購入そのものについても、反對があつて計畫通り進まない例がある。これは現に二十八年度の検査報告が、防衛廳豫算の繰越額の多い（二五七億圓）ことの理由として「施設關係において土地の選定入手……に豫想外の日時を要したこと」と述べている事實から知られる。

ところで會計検査院はもとより防衛廳や自衛隊を前提として、その經費が有効に使われたかどうかを問題にしているのである。豫算が「效率的」に使われたか、「不當」に使われたかはもともとと經理上の問題であるが、國民の立場からみればそれだけの問題ではない。實質的に軍事費であるものが甚だ「效率的」に「妥當」に使われているとしても、もともと憲法と根本的に矛盾しているような再軍備に反對する國民の立場からみれば問題はなかつたわけではない。ここで會計検査院的な視角のみから防衛廳費の分析をすることの限界は明かになるであらう。防衛廳費の性格は、會計検査院のいわゆる「不當經理」の見地、つまり政府機關相互の對立の立場からではなくて、基本的な對立關係にある國民の立場から、はじめて明かにすることが出来るであらう。

さて軍事費が國民生活を壓迫する事實は、これまでしばしば指摘されて來たが、三十年度豫算ほどこの關係を明瞭に示しているものはないし、今後ますますこの關係は明かになるであらう。そこでは最大の公約であつた住宅對策さえ、それに必要な豫算は名目的にはふえているが、公營住宅の單價は切下げられ、一戸當り實質六坪半という狭小住宅が與えられることとなり、公庫の融資は却つてきゆうくつになつてゐる。この他名目的にはふえていても國民の要求（失業者困窮者の増、社會保障の必要）からみれば實質的に減つてゐるものに、失業對策費、社會保險費があり、生活保護費、結核對策費、文教施設費、治山治水事業費、災害復舊費、食糧増産對策費等は名目的にも、

實質的にも減つてゐる。すべてこれらの國民生活に必要な經費は、大部分地方公共團體への補助金となつておりて行くものであるが、それが實質的に減つてゐることと、他方地方交付税の交付が充分でないために、今年は政府の地方財政計畫の上でも、地方公共團體の赤字は一四〇億圓にもなるという前例のない事態が生じてゐる。このように國民に對してきわめて無責任な豫算は、すべて米國に對して全責任をもつて防衛力の増強を計るという豫算編成から出て來たものであるという關係が、三十年度ではきわめて明瞭にあらわれているのである。この三十年度豫算案における國民生活と防衛費との對立關係については、これまで新聞や雜誌の論説で、しばしばとり上げられてゐることであり、いまこの點について立入る必要はないと思う。ただ今年の豫算編成の過程における具體的な事實の進行の中で、基本的な對立から様々の派生的な對立が生じて來たが、事件の経過に目をうばわれていると派生的な對立が基本的な對立であるかのように思われ、従つてまたそのような混亂の中で防衛廳費の性格さえもあいまいになつて行くことがあつた。そこでここでは、豫算編成過程の具體的な事實の中で防衛廳費の性格を明かにしてみることが必要である。

いまでもなく今年の豫算編成過程の中で出て來た大問題は、餘剩小麥の代金支拂と、防衛分擔金削減の問題であつた。後者はとりわけ、それがきまらなくては豫算編成が出來ないという事態にまで政府をおいつめたので、人々はあらためて政府の對米從屬の状態を認識し、さらに豫算の全問題が防衛分擔金に集約されたかのような印象をもつた。ここからあだかも基本的な對立が、防衛分擔金と國民生活とのそれであり、日本政府は國民生活を擁護する立場にたつて防衛分擔金の削減を要求してゐるような印象が生れた。次に「獨立國の再軍備」を考えてゐる人々には、基本的な對立は防衛分擔金と防衛廳費との對立、鳩山内閣と米國政府或は軍部との對立であるかのような印

象を與えた。私達はまづ事實の經過を通じて明かにされた米國政府あるいは軍部の立場と鳩山内閣、及びその背景にある再軍備勢力との立場とについて述べてみよう。

第一に米國政府及び軍部の立場について、一方で米國資本に有利なようにドル支出を節約し、他方であるべく日本國民の負擔において急速度に再軍備をおし進めようとする態度が、豫算編成時における米政府の政策や、またその期間に日本を訪れた米政府の高官、軍部代表者の言明の中からもうかがわれるのである。すでに米政府はMSA援助の一部として餘剰小麥をすら有効に利用しているし、しかもその圓代金の多くは日本の期待に反して貸付の形態をとり、他の部分は從來の特需に代つて域外買付に當てられることとなつた。しかし從來でも餘剰農産物の圓代金は對日ドル特需にまわさないという事前了解があつたにもかかわらず、米國のドル特需豫算がなくなつたという理由で、すでに昨年米國政府所有の圓貨（餘剰農産物代金）一四四億圓は次々に特需代金にあてられ、それだけが國のドル収入の減少をきたした。（朝日、六月六日）またさき頃來日した米國防次官補代理アーヴィング・ロス氏は「六月末までの對日特需一千萬ドル」を言明して、わが兵器産業界を恐慌におとし入れたが、さらに特需を二千萬ドル程度増額する條件として、從來特需によつて擴大された兵器産業に對して、日本政府の財政負擔による設備買上げ、維持管理費の融資、生産轉換資金の供給、防衛廳發注の増加などの措置をとり、兵器産業の生産能力を破壊することを避け、「有事即應」の體勢を温存することを主張したと傳えられる。また米對外活動本部長官スタックセン氏も米國防次官補ヘンゼル氏も、日本の軍事費が國民所得のわずか二・五％であるという事實を指摘し、特に後者は日本のような工業國は少くとも三〇四％の比率を維持すべきこと、自力で軍需産業を持つべきこと、特に今後空軍力の充實に重點をおくべきことを言明した。（日本經濟新聞、三月二六日）以上のような事實から、さききのべ

た米國政府の最近の對日政策の意圖がうかがわれよう。いうまでもなく日本の財政負擔において自衛隊の増強が進められても、米國政府はこれをおそらく「獨立國の軍隊」と考えていないであらうことは、前節に明かにされた防衛廳費の性格の一端をみても推測されるであらう。

次に鳩山内閣及びそれを支持する再軍備勢力の意圖はどうであらうか。彼等が日本の再軍備、自衛隊の増強に、現在の日本の政治的經濟的危機の突破口を見出ししていることは明かであらう。そしてそのような意圖はむしろ吉田内閣の下におけるよりも一層積極的且つ明瞭になつて來たとさえ云えるだらう。例えば鳩山氏自身がしばしば憲法改正や徴兵制の意圖を表明していること、大村防衛廳長官が憲法解釋のワクを擴大することを主張し、「自衛力は戦力に達してもかまわない」（朝日、三月九日）と言明したこと、防衛六ヶ年計畫が發表されたこと、鳩山氏が組閣構想の中で防衛廳長官に舊軍人野村吉三郎氏を起用しようとしたこと等々にあらわれている。従つて再軍備や自衛隊の増強の問題においては、さきにも述べた米國政府の立場と鳩山内閣との立場の間には、基本的な對立はないはずである。しかしそれと同時に鳩山内閣はそれに先立つ吉田内閣と同様に、日本の再軍備と自衛隊の増強を、日本の資本に最も有利なように、即ち一方では米國の特需や援助を期待しつつ、他方ではなるべく米國に制約されないうちに金を再軍備の方向へ使える形で、おし進めたいと考えている。従つて當初M A S 援助を下ル援助や特需の形で期待し、それが外れ餘剰小麥の形でくれば、その圓代金の三分の二贈與、三分の一長期借款でその金額の使用權を日本側がにぎることを期待した。また防衛分擔金も、それが日本國民の税金でありながら、米國の合同勘定に入り、米軍によつて使用されるという點で、その削減方を要求していたのであつた。勿論これらの期待や要求はことごと外れ、米國に有利なように、日本に不利なように、即ち日本の負擔と從屬とが増大するように、日本の再

軍備は進められている。對立といえばこの點である。即ち再軍備や自衛隊増強という基本的な點では對立せず、その方法における對立である。だから本年度の分衛分擔金をめぐる日米の交渉も、防衛分擔金の削減についての交渉というより、むしろ再軍備の方法、つまりいかにして防衛廳費を増額するかについての交渉であつたのである。結果よりみて、そうであつたというよりも、むしろ兩者の立場の性格上そうであつたのである。だからこの交渉の結果においても防衛廳費を實質的に増額させる基礎をつくつたのであつた。

勿論ここではさきに述べた國民生活と再軍備との基本的な對立關係よりみて、日米の再軍備勢力との間の對立點よりも一致點を明確にしたのであるが、他方私達は國民の要求が強まり、基本的な對立が激化すれば、また従つて日米政府間の對立も深まるという關係は今年度の豫算編成過程においてはつきり認められたことを指摘しなければならぬ。いやむしろ、自衛隊増強という點で一致しているならば、防衛分擔金の削減問題だけでさして對立するはづのない兩者が、相當この問題で對立し、一時は内閣の運命をかけるような瀬戸ぎわまで來たかのようにみえたのは鳩山内閣が他面で國民の要求、即ち公約をとりあげざるを得ないような立場になり、それを防衛關係費の總額を壓縮することにより、特に防衛分擔金を削減することによつてみたそうとしたためであつた。この場合でも鳩山内閣は防衛廳費を前年度よりも増額しようとしていたので、いかにも基本的な對立は防衛廳費と防衛分擔金との對立、或は國民の要求と防衛分擔金との對立であるかのようにみえたのであつた。しかし實はこのような對立の裏面で、日米の再軍備勢力が防衛廳費を一そう急速に増大させるために緊密に協力したということ、そのために防衛廳費と密接な關係にある防衛分擔金の削減においては一時的に妥協したということを見落してはならないであらう。このような事實の経過の基本的なすぢみちをはつきりさせるために、防衛支出金（防衛分擔金＋米軍施設提供費＋

第四表 防衛支出金と防衛廳費との關連（單位億圓）

	防衛支出金	前年度より削減額	防衛廳費	前年度より増加額	防衛關係費合計
28年度豫算	620		613		
29年度豫算					
政府原案	(559)	(60)	(813)	(200)	
當初豫算	584	86	788	175	
實行豫算	"	"	743	130	1327
30年度豫算					
當初政府案	(400)	(180)	(800)	(57)	(1200)
防衛廳要求額 （防衛六ヶ年計畫）			(952)	(200)	
30年度豫算案	459	125	868	125	1327

防衛廳費の性格について

第七十六卷 四七七 第一號 二〇

米軍事顧問團費」と防衛廳費との關連を示す「第四表」を掲げよう。「第四表」の二九年度豫算についてみれば、政府原案でも、米國の要求をとり入れた當初豫算でも、防衛支出金の削減額以上に防衛廳費が増加しているが防衛廳費を急速に増大させるといふことは、日米再軍勢力の一致した基本的要求であり、ただ米國はこれに拍車をかける手段として防衛分擔金削減をつかつているにすぎないことは明らかである。これは今年のアリソン・メモにあらわれた「防衛廳費の基本額九〇〇億圓をこえた額の半分だけ防衛分擔金の削減に同意する」という米國の態度と一致している。従つて二九年度の實行豫算において防衛廳費が削減されたことは、米國政府や軍部にとつて遺憾なことであつたに違いない。これは本年三月ヘンゼル米國防次官補が、日本の總選舉における再軍備反對勢力の進出に對して、再軍備停滞の狀態に失望の意を表明し、さらにつけ加えて「昨年来國が日本側の防衛分擔金削減に同意したあとで、日本政府が防衛廳費削減の措置をとつたことは甚だ遺憾であつた」（朝日、三月七日）と述べたことから明かである。

従つてここにまた三十年度以降において防衛廳費を増加させる保

證を獲得するために日米再軍備勢力が緊密に連絡をとつた理由がある。さきのべたヘンゼル氏の言葉の中で「憲法改正は當分不可能になつたが、この障害を意とせず、次年度に自衛隊三萬五千名を増員する」という大村防衛廳長官の言明が支持されており、間もなく同長官は「現行憲法のワクの中で自衛力を戦力にまで高めることが出来る」と發言したのであつた。この増員を實現した後の防衛廳豫算は約九〇〇億となるはずであり、これは防衛六ヶ年計畫の初年度の額（九五二億圓）でもあり、防衛廳の三十年度豫算に對する要求額でもあつた。そしてこの防衛六ヶ年計畫はわが兵器産業界でも、「政府の自衛政策が明かになり、防衛生産の軌道がしかれた」と好感を示めたものであり、經團連防衛生産委員會ではこれに基いて早急に防衛生産計畫を練直しているものである。同時にこの計畫の初年度九〇〇億の額は、アリソン・メモの中で「防衛廳費の基本額（ベーシック・ファイガー）」としてとりあげられたものであつた。

勿論「第四表」にみられるように、三〇年度豫算案の防衛廳費はその通りになつていない。豫算案はもとより妥協の産物である。しかし妥協といつても、再軍備勢力の示した妥協はただ防衛關係費の總ワクが昨年度の一、三二七億圓並という一點に限られるのであつて、米國に提示する前の政府案と三十年度豫算案との間には何等の共通點もなく、質的にも全く異つたものになつてゐるのである。當初の政府案では、防衛廳費がいわゆる基本額にたりないだけでなく、その前年度とくらべての増加額よりも防衛支出金の削減額の方がはるかに多くなつてゐる。これは鳩山内閣が國民への公約を防衛分擔金の削減額の中から捻出しようとする態度をとつたからである。しかし豫算案では防衛支出金の削減額だけ防衛廳費の増加となつて、改めて兩者の合計たる防衛關係費は國民の要求などに全く無關係であることが明確になつたのである。更に防衛分擔金に關する日米交渉の結論である「日米共同聲明」では、

第一に防衛分擔金のこのような削減は今年度限りであること、即ち來年度からは削減額以上に防衛廳費を増額するという米國の要求がならぬかれたこと、第二に二九年度よりの防衛廳繰越金二二七億圓の全額が使用される、つまり國民の要求に流用されないこと、第三に豫算外契約一五四億圓の權限が防衛廳に與えられること等々、基本的には日米再軍備勢力、特に米國の要求がそのまま貫徹されたのであつた。

三十年度豫算における防衛廳費をも含む防衛關係費の性格はこのやうなものである。従つてそれはその性格上國民の諸要求と鋭く對立しているし、豫算の執行過程において様々な問題を生み出すだろう。特に地方財政問題は解決しがたい困難な問題として今年は登場してくるだろう。なぜなら地方財政こそは最も廣汎な國民生活上の要求と再軍備の要求とが對決する場だからである。

従つて政府の政治力を強化し、米國との結びつきを緊密にするための保守合同が進められるであろう。しかしすでに述べたように、國民との對立が深まれば、やがて日米間の、あるいは再軍備諸勢力間の對立も深まることは、本年度の豫算編成過程がすでに證明済である。

追記、六月十六日參議院豫算委員會公聽會において、三十年度豫算についての意見を述べる機會を與えられたが、その際(1)防衛費と國民生活(2)防衛廳費の濫費(3)共同修正案の三點について公述した。この中(1)と(2)とは本稿の内容をまとめたものであつた。その後私の公述の内容について各方面から質問をうけたので、ここで本稿との關連を明かにしておく次第である。